

家財被害状況説明書

※必ず最終ページの【記入上の注意点】をご覧ください。

(単位：円)

家財	り災前に所有していたもの (所有していたもの全て記入すること)			同左のうちり災したもの				損害
	品目	数量	価格	全部滅失・焼失		一部滅失・焼失		
				数量	損害額	数量	損害額	
自家用車	自家用車 車種() 年式(年式)							
	自家用車 車種() 年式(年式)							
	バイク 車種() 年式(年式)							
家具	タンス類一式							
	整理棚・整理ボックス							
	食器棚							
	本棚							
	テレビ台							
	テーブル							
	洗面台							
	机							
	椅子・座椅子・ソファ							
	じゅうたん・カーペット							
	カーテン							
	下駄箱							
	ベッド							
仏壇・仏具・神具								
電化製品	エアコン							
	電気こたつ							
	石油ストーブ、ファンヒーター							
	扇風機							
	電気カーペット類							
	空気清浄機、加湿器、除湿機							
	照明器具(蛍光灯等含む)							
	電話機							
	携帯電話							
	パソコン・プリンター							
	ステレオ機器(CDラジカセ)							
録画機器								

電化製品	テレビ						
	冷蔵庫						
	電子レンジ						
	炊飯器						
	電気ポット						
	コーヒーマーカー						
	ホットプレート・オーブントースター						
	給湯器・瞬間湯沸かし器						
	掃除機						
	洗濯機・乾燥機						
	アイロン						
	ヘアドライヤー・シェーバー						
	ミシン						
繊維製品	寝具類						
	被服(衣類一式[洋服])						
	靴類						
	カバン類						
	座布団						
その他	食器類						
	調理器具類(電化製品は除く)						
	掃除用具、洗濯用具(電化製品は除く)						
	風呂・洗面用具(電化製品は除く)						
	裁縫道具						
	コンタクト・めがね						
	時計						
	腕時計						
	傘類						
	自転車						
家財合計			0		0		0 #DIV/0!

上記のとおり申告いたします。

令和 年 月 日

公立学校共済組合島根支部長 様

組合員氏名

(自署によらない場合は押印が必要です。)

【記入上の注意点】

- ※1 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産を言い、基本的には「住居」内にある動産を対象とし、贅沢品は対象となりません。
また、あくまで組合員及び被扶養者の所有者に限られます。
- ※2 り災前の家財(自家用車は除く)の価格及びり災分の損害額は、再調達価格を記入してください。
なお、再調達価格とは、同等の物を新たに購入するために必要な金額＝新品価格のことを言います。
- ※3 自家用車及びバイクは日常使用するもので、基本的に、組合員及び被扶養者一人につきそれぞれ1台となります。
- ※4 自家用車(バイクを含む)については、り災前の価格は中古車販売価格、車両保険価格等を参考に時価を記入し、損害額は、廃車の場合はり災前の価格と同額、修理の場合は修理の見積額を記入してください。
- ※5 品目がない家財がある場合は、項目を追加してください。